

令和2年度11月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年11月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄 7番 池田 稔
 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一 10番 石井 一
 11番 川口 浩 12番 栗原 茂 13番 大館 浩一
 14番 石井 進 15番 水村 英紀 16番 本橋 与志喜

欠席委員 4番 内野 喜昭 17番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

 本日の総会の議事録署名委員に議席番号10番 石井一委員、11番 川口浩委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

 申請番号1番、所在地は大字亀ヶ谷字東原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,088平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買

による所有権移転です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島四丁目の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて6,546平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を設置するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われれます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野南一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は496平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字下富字月見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は330平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号3番、所在地は大字下富字雪見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は157平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を母から借り受け自己用住宅を建築するものです。なお、今回は隣接地の宅地も含めた建築計画であり、総敷地面積は179.28平方メートルとなります。

申請番号4番、所在地は大字下富字雪見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は201平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を母から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号5番、所在地は西狭山ヶ丘二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,285平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け資材置場を設置するものです。

以上の5件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号3番、4番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号3番、4番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番、4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番及び4番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番及び4番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号5番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号5番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,899平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町一丁目です。現況地目は畑で、面積は3,908平方メートルです。新規に貸借借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は1,379平方メートルです。新規に貸借借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の10筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は10筆合わせて8,208平方メートルです。新規に貸借借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字下流の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,678平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島一丁目及び三ヶ島四丁目の6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて6,581平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間です。

以上の6件です。

議長： 申請番号1番、2番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号1番、2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番、2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番及び2番について、決定でよろしいければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番及び2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番、4番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号3番、4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番、4番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番及び4番について、決定でよろし
ければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番及び4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしけ
れば挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番について審議します。申請番号6番につきましては、16番
本橋与志喜委員が関係人となっている案件でございますので、農業委員会等
に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該案件の審
議開始から終了まで、退席をお願いします。申請番号6番終了後に入室、着
席をしていただきます。

(本橋委員退席する。)

地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしけ
れば挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号6番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番は終了したため、16番本橋与志喜委員の入室を認めます。

(本橋委員着席する。)

5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、11件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について」は、1件の取下願がありました。

「報告事項6 農地法第5条の規定による届出書の取下願について」は、1件の取下願がありました。

「報告事項7 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

「報告事項8 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、3件の証明をしました。

「報告事項9 農地法施行規則該当転用届について」は、3件の届出がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。